六、労働契約ノ履行ヲ監視スルコト
七、労働争議ニ関スルコト
八、其ノ他必要ナル事項
第六条、会員ハ職業ニ対スル自覚心、責任観念ヲ涵養シ人格向上ニ努メ品性ヲ鍛錬シ一致協力団体ノ規律ヲ厳守シ節制的行動ヲ取ルヲ要ス
第七条、会員ハ不穏ノ宣伝又ハ術策ヲ弄シ会ノ動揺又ハ撹乱ヲ企テ会ノ規律統制ヲ無視シ軽挙妄動シ会ノ信用ヲ傷ケ会ノ事業ノ運動ヲ妨害スヘカラス
第八条、会員ハ入会金トシテ金五円ヲ会費トシテ毎月金五十銭ヲ会ニ納入スヘキ義務ヲ有ス
第九条、既入会者ノ入会金及会費ハ之ヲ返還セス
第十条、本会ニ左ノ役員ヲ置ク役員ハ会員外ヨリ選任スルコトヲ

会長一名　副会長一名　評議員若干名　幹事若干名
顧問若干名
但シ役員ノ任期ハ満一ヶ年トス
第十一条、会長ハ会ヲ代表シ会全般ノ業務ヲ統理シ副会長ハ会長ヲ補佐シ会長事故アルトキハ之ヲ代ル
第十二条、評議員ハ幹事ト会ノ行為ヲ監査シ意見ヲ会長ニ提出シ副会長事故アルトキハ選任之ヲ代理ス
第十三条、幹事ハ会ノ庶務会計会ノ統制ノ維持並ニ会員ノ労働賃金船舶ト会トノ間ニ於ケル斡旋ヲ処理担任ス
第十四条、本会ハ会議ヲ行フ　定期総会　臨時総会　部会トス
会議ノ議決ハ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決シ可否同数ナルトキハ議長之ヲ決ス
議長ハ会長之ニ当ル会長事故アルトキハ副会長、又ハ副会長ヨリ